

大総務第95号
令和7年2月5日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 堀野 桂子 様

大阪市総務局長 吉村 公秀
(担当：行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第16条第1項の規定に基づく一般財団法人大阪市文化財協会に係る中期目標の期間の終了時の検討を行うに当たって、同条第2項の規定に基づき同法人の所管所属長である大阪市経済戦略局長から依頼があったので、同項の規定に基づき、別紙により諮問します。

中期目標期間終了時の検討

所管所属名	経済戦略局	団体名	(一財) 大阪市文化財協会
-------	-------	-----	---------------

中期目標	(1)当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容
	市内の埋蔵文化財を精確に調査して適切に保存し、調査結果や保存を行った成果を活用して学術・文化・教育の向上と発展に寄与するとともに、蓄積された調査研究の成果・資料・技術を継承すること。
	(2)中期目標期間
	令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間
中期目標	(3)中期目標の期間終了時において、(1)の行政目的又は施策によって実現しようとしている状態
	平成25年の府市統合本部会議において整理された方向性に基づき、埋蔵文化財の発掘調査及び資料の保管・活用等の埋蔵文化財関連業務が、令和6年度末までに公益財団法人大阪府文化財センター及び本市等へ適正に継承され、当該外郭団体が整理されている状態。 なお、令和6年度末までの埋蔵文化財関連業務については、継承等の状況を勘案しつつ、当該外郭団体において適切に実施できる状態を維持する。

中期目標達成状況	指標Ⅰ	当該外郭団体の埋蔵文化財関連業務が関係機関に適正に継承される等、整理再編されている度合い					
		R5	R6【最終】				
	目標値	-	100%				
	実績値	-	100%				
	指標Ⅱ	当該外郭団体が整理されるまでは、本市が必要と認める市内の埋蔵文化財関連業務を実施できる体制を維持している割合					
		R5	R6【最終】				
	目標値	100%	100%				
	実績値	100%	100%				

所管所属の自己評価	中期目標の達成状況【中期目標期間】	イ	ア：達成 イ：達成見込み（目標期間中） ウ：未達成
	中期目標期間における <u>団体の事業経営による</u> 本市の行政目的又は施策の達成状況について		
	中期目標の達成状況については、その目標を実現するための具体的な取り組み内容、目標を元に策定した中期計画の各項目により進捗管理を行っている。 指標Ⅰについて、令和5年度における目標については全て令和6年3月末までに達成しており、また、令和6年度においては4項目のうち、2項目（事務所の建物撤去にかかる国等との調整、発掘業務の継承先への事業継承、）についてそれぞれ既に目標を達成しており、また、残る2項目（協会固有事業の継承先への事業継承、財産の処分（建物以外））についても予定通り進捗していると認められる。 また、指標Ⅱについて、共同研究員全員の継続した登録ができているほか、共同研究員を発掘調査現場に招へいして専門分野での助言等を得るなど、積極的活用ができており、本市が必要と認める市内の埋蔵文化財関連業務を実施できる体制を維持しているものと認められる。 以上のことから、中期目標期間中における目標については達成見込みであると評価する。		

外郭団体の指定の必要性	本市の行政目的又は施策の達成のために団体に求める役割に係る <u>社会の環境変化等</u> について						
	本市が当該団体を通じて達成しようとする行政目的である「市内の埋蔵文化財を精確に調査して適切に保存し、調査結果や保存を行った成果を活用して学術・文化・教育の向上と発展に寄与するとともに、蓄積された調査研究の成果・資料・技術を継承すること。」の達成に向けて、平成25年8月の府市統合本部会議において整理された方向性に基づき、自治体監理への移行を前提に民間活力の導入や、類似の業務を行っている（公財）大阪府文化財センターへ業務を移行し、令和6年度末までに当該団体の整理再編を行うこととなった。 解散に向けた調整、手続きは予定通り進捗しており、これまで当該団体が担ってきた埋蔵文化財発掘調査業務が円滑に実施されること、また、その調査結果や保存した成果の活用とともに、蓄積された調査研究の成果・資料・技術などがそれぞれの継承先で適切に活用されることを確認している。						
	中期目標期間終了後の本市の行政目的又は施策の達成のために <u>団体に求める役割</u> について（外郭団体指定の必要性について）						
	当該団体が実施してきた埋蔵文化財関連業務が、本市（教育委員会事務局文化財保護課）及び（公財）大阪府文化財センターに適正に継承され、令和6年度末をもって当該団体は解散する予定であり、令和7年度以降は外郭団体指定の必要性はない。						
	外郭団体の指定の必要性	B	A：継続して指定 B：指定解除	指定理由の変更の有無 【※「継続して指定」の場合のみ】		ア：有 イ：無	
	講ずる措置の内容						